

入札要領等資料

<u>入札要領</u>	<u>17 ページ</u>
<u>売買契約書（案）（標準）</u>	<u>20 ページ</u>
<u>予算決算及び会計令（抄）</u>	<u>23 ページ</u>
<u>国有財産法（抄）</u>	<u>23 ページ</u>
<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）</u>	<u>23 ページ</u>
<u>外国為替及び外国貿易法（抄）</u>	<u>23 ページ</u>
<u>外国為替令（抄）</u>	<u>23 ページ</u>
<u>銀行振出小切手（見本）</u>	<u>24 ページ</u>
<u>誓約書（様式）</u>	<u>24 ページ</u>

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売却公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 入札は、近畿財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間【平成30年8月29日(水)から平成30年9月14日(金)(午後5時必着)】に近畿財務局あて引受及び配達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を近畿財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、近畿財務局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと近畿財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 1 通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないように入記してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に入記してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

1 公示書又は本要領の条項に違反するもの

2 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの

3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの

4 入札書の金額を訂正したものの、金額の記載が明確でないもの、金額の前に「¥マーク」の記載のないもの

5 担当官等が入札書不完全と認めたもの

6 所定の入札書以外の用紙を使用したもの

7 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの

8 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの

9 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの

10 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの

11 最低売却価格に達しない入札をしたもの

12 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの

13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下「暴対法」という。第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものに供しようとするもの

(注) 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2) 次のいずれかに該当するとき

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし

ているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき

(3) (1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

14 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第9条 開札は、国有財産売却公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。なお、入札者等入札関係者以外の方及び開札前に無効となった方は開札会場への入場はできません。

第10条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに近畿財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。第17条第1項において同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。第17条第1項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第17条第1項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第17条第1項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれを選付します。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の選付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を選付します。

第14条 落札者が平成30年11月2日（金）までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

2 農地法（昭和27年法律第229号）第3条及び第5条に基づく許可申請や届出は、落札者の負担で落札決定の日から30日以内に申請等を行わなければならない。

なお、正当な理由なく期限内に申請等を行わなかった場合や、平成31年1月11日（金）までに契約の締結を行わなかった場合、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

第15条 落札者は、契約締結しようとするとき、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金又は銀行振出による小切手により提供しなければなりません。

第16条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第17条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を近畿財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契約の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手

方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第11条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第18条 本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

【土地、建物付土地（契約保証金用）】

国と買受入との間で取り交わす契約書については、国は非課税となっていますので買受入にお渡しする契約書には収入印紙は貼り付けません。
(印紙税法第4条第5項、第5条第2号)

収入印紙

国有財産売買契約書(案)

売払人国（以下「甲」という。）と買受人（**落札者**）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (㎡)	摘要

(売買代金)

第2条 売買代金は、金（**落札金額**）円（うち消費税及び地方消費税相当額金）とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として、金**〇,〇〇〇,〇〇〇**円（**建物等で消費税及び地方消費税を含んだ価格の場合、相当額を記載します。**）
（**契約保証金は落札金額の1割以上の金額で入札保証金を充当することができます。**）

第2条 前項の契約保証金のうち、金**△,△△,△△△**円は入札保証金より充当するものとする。

第3条 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しない。

第4条 第1項の契約保証金には利息を付さない。

第5条 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

第6条 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

(代金の支払)

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金（**売買代金と契約保証金との差額**）円を、甲の発行する納入告知書により、平成**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日までに甲に支払わなければならない。

(登記嘱託請求書等)

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引渡しがあったものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵が発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第570条に規定する担保の責任を負う。

第2条 甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

第3条 第〇〇条（特約条項）の瑕疵については、第1項の隠れた瑕疵に該当しない。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができる。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

第2条 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況を甲に報告しなければならない。

第3条 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは回避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(連約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を連約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金（**売買代金の1割**）円

(2) 第10条に定める義務に違反したときは、金（**売買代金の3割**）円

第2条 前項の連約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

第2条 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当しているとき認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

- 第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第19条 乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売 払 人 住 所

契約担当官（財務事務所の場合は分任契約担当官）

買 受 人 住 所

氏 名（名称） （ 落札者 ） 印

〔実印：登録済印鑑〕

- ※ 1. 売買契約と同時に売買代金全額を納付していただく場合は、関連条項を削除又は所要の修正を行います。
2. 特約条項を付す場合は、第2条以下に加え。
3. 特約条項を付さない場合は、第8条第3項を削除します。

厚生労働省が所管する財産（物件番号 2301、2401、2501、2602）について

- ※ 1. 売買契約と同時に売買代金全額を納付していただく方法はありません。
2. 第4条は、次のとおり修正となります。なお 第4条の甲は、当該契約物

件を所管する歳入徴収官となります。

第 4 条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入告知書により、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に支払わなければならない。

3. 特約条項を付す場合は、第 2.2 条以下に加えます。

4. 特約条項を付さない場合は、第 8 条第 3 項を削除します。

別紙

- ・所在地（マンションの場合は住居表示）
- ・マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができずない者）

第70条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に参加させることができずない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないうこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成員の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

(1) 指定暴力団員

(2) 指定暴力団と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(3) 法人その他の団体の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの。

(4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響を有する者（前号に該当するものを除く。）

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するため必要措置を講ずるものとする。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他の活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他の必要措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

外国為替及び外国貿易法（抄）

（定義）

第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (5) 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があるか否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
- (6) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

外国為替令（抄）

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

第11条3 居住者又は非居住者が第一項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

＜銀行振出小切手（見本）＞

契約保証金または売買代金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（現金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常振出人、支払人とも同一金融機関です。

AA100000	小切手	大阪 2701 0123 - 456
〇〇銀行〇〇支店	¥10,000,000※	
上記の金額を 持参人 様へこの小切手と引替えにお支払いください	振出日 年 月 日	
	振出地 〇〇市	
	(株)〇〇銀行〇〇支店	
	支店長〇〇〇〇 印	

※ ① 振出人、支払人とも同一金融機関である。

② 持参人又は無記名である。

③ 振出日から5営業日以内である。

④ 入札物件の近隣財務局、各財務事務所、舞鶴出張所が所在する地域を管轄する手形交換

所加盟店振出の小切手に限る。(※1)

⑤ **個人振出小切手は受領できません。**

(※1) 支店によっては、入札物件の財務局等が所在する手形交換所に参加していない場合がありますので、銀行振出小切手で支払を予定される方は、必ず利用される金融機関に加盟の有無を確認してください。

＜誓約書（様式）＞

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものに供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

(分任)契約担当 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印